

別 紙

事業名：平成27年度製品生産請負及び森林環境保全整備事業

番号	質 問 事 項	回 答
1	<p>機械運転及び装置の運転に就かせるときの特別教育（安衛則第36条第6号の2、6号の3、7号の2）に基づき、「車両系木材伐出機械等の運転業務従事者に対する安全衛生特別教育講師」の有資格者により所定の特別教育を実施し受講者に修了証を発行しました。</p> <p>これにより資格の証明になると判断しております。</p>	<p>労働安全衛生法第59条第3項による特別教育について、実施主体は、事業者がおこなっても外部講師に委託しておこなっても差し支えありません（昭和48年3月19日基発第145号通達）。また、特別教育の講師の資格要件は定められていませんが、教習科目について十分な知識・経験を有する者としています（同通達）。</p> <p>さらに、実施主体が発行した修了証は資格の証明になります。</p> <p>なお、安衛則第38条により事業者は、特別教育を行ったときは受講者、科目等の記録を作成して3年間保存しておかなければならないとなっています。</p>